

# 阪神・淡路大震災からの復旧・復興 ～災害時の行政のはたらき～

1995(平成7)年に発生した兵庫県南部地震は、多くの命と財産を奪いました。人々は自分の生活を立て直すために、互いに助け合いながら復興の道を歩きました。その過程で、行政も支援を行いました。ここでは、阪神・淡路大震災からの復旧・復興への道のりの中で、道路、水道、電気、ガスなどのインフラと住宅に視点を当て、国や県、市町のはたらきについて考えましょう。

## インフラの復旧・復興

直後

**県** 災害対策本部を設置し、災害情報の収集、人命救助や消火活動、避難者への救援物資の確保などにあたりました。人命救助は、自衛隊に対して災害派遣要請をし、協力してあたりました。また、被害の規模が大きく、対応が困難であったため、ライフラインの復旧など近隣の自治体や国に応援要請をしました。

**国** 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置し、県に担当者を派遣して、災害対策の助言等を行いました。

1か月後

**県** 水道復旧のため全国各地から派遣された専門職員を各被災地に割り当て、ガス、電気の復旧を関係企業と協力しながら行いました。震災後、休校になっていた学校も再開されました。

**国** 神戸港や鉄道・高速道路の復旧に向けた予算を確保するために、法律の整備などを行いました。

1年後

**県** 被災地のがれき処理が進み、兵庫県は「災害に強いまちづくり」のため「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を策定し、10年間の目標を決め、創造的復興に向けて取り組みを行いました。また、「緊急復興3か年計画」を策定し、3年間で震災前の水準に戻すことを目標に、緊急を要する道路や港湾の整備、住宅の供給、産業の復興に取り組みました。

地震発生直後



(写真提供 神戸新聞社)

2～3週間後



1か月後



(写真提供 神戸新聞社)

1年後



(写真提供 神戸新聞社)

数年後



(写真提供 神戸新聞社)

## 住宅の復旧・復興

直後

**市** 住宅を失った人たちが、学校や公民館などに次々と避難してきました。市町は、災害時の避難場所として公共施設などを避難所として指定し、運営を行うことにしていましたが、人出が不足し、避難所となった学校の先生などの協力を得ました。震災以降、市町の担当者と学校とが協議して、避難してきた人に開放する場所などを決めています。

**県** 被災者への飲料水、食料、毛布や生活物資の手配は県が行いました。

半年後

## 県が設置する仮設住宅

仮設住宅は、自分で住居を確保できない被災者に、応急的な住宅として建設されます。当時は、阪神・淡路大震災の被害が甚大であったことから、仮設住宅の建設は原則として市に代わって県が行いました。震災3日後には建設が始まり、8月までに48,300戸が建設されました。

しかし、その多くが被災地を離れた郊外に建設され、コミュニティが分断・消滅してしまい、高齢者を中心に孤独死という課題が残りました。

直後



(写真提供 神戸新聞社)

半年後



(写真提供 人と防災未来センター)

## 県が供給する災害復興公営住宅

住宅を失った被災者の生活を一刻も早く安定させるため、短期間で大量の災害復興公営住宅が、供給されました。高齢者に配慮し、全戸がバリアフリー化され、一部の住宅には高齢者が緊急時に助けを呼べるように通報システムが整備され、生活援助員による見守りが行われました。また、住民同士のつながりができるよう自治会結成に向けての支援や住民が交流するためのコミュニティプラザの運営などの支援が行われました。

数年後